

# 大隅国における建久図田帳体制の成立過程

日 隈 正 守 \*

(2008年10月30日 受理)

The Formation Process of Kenkyu-Zudencho System in Osumi Province

HINOKUMA Masamori

## 要 約

本稿では、鎌倉初期大隅国衙により作成された大隅国建久図田帳に記載されている大隅（国）正八幡宮の社領・大隅国衙領・島津荘域がどのような歴史的経過を経て形成されたのか、という課題について検討を加えた。その結果律令国家期大隅国の郡は、薩摩国の郡に比べて大規模なものであったこと、本来現在の桜島を祀っていた鹿児島神社は、一一世紀前期の政情不安な状態により八幡神を合祀し、その結果大隅（国）正八幡宮が成立したこと、大隅（国）正八幡宮は大隅国衙と結びつき、国衙支配を支えたこと、一二世紀初頭になると大隅国内に藤原撰関家領荘園島津荘が成立し、それに対抗するように大隅（国）正八幡宮が社領を拡大していったこと、鎌倉初期に作成された大隅国建久図田帳では、大隅国内は大隅国衙領・大隅（国）正八幡宮の社領と島津荘域にほぼ二分される状態が形成されていること等を明らかにした。

キーワード 大隅国建久図田帳 大隅国衙 大隅（国）正八幡宮 島津荘

はじめに

九州地方には図田帳（大田文）が比較的多く残っていて、一国全体における荘園・公領の分布形態の概観について把握することができる(1)。特に薩摩・大隅・日向三箇国の場合は、鎌倉初期の建久八年（1197）に作成された図田帳の全体部分が残っていて(2)、平安末期から鎌倉初期に至る内乱期の動向を推測することができる(3)。建久図田帳の作成は鎌倉幕府の九州支配の総仕上げであり、建久図田帳に記載された荘園・公領もそれまでの歴史的経緯を経て形成されてい

---

\* 鹿児島大学教育学部 准教授

る(4)。

大隅国における荘園・公領の形成過程については、田中健二氏が概要を指摘され(5)、筆者も同氏の助言を受け以前大隅国における荘園・公領の形成過程について考察したことがある(6)。しかしその後の研究の進展により、再検討をする必要が出てきた(7)。

本稿では、大隅国建久図田帳に記載されている荘園・公領が成立する過程について再検討を試みたいと思う。本稿では、大隅国建久図田帳は、五味克夫氏が諸本を校合されたもの(8)を使用する。

### 一、律令国家期における大隅国。

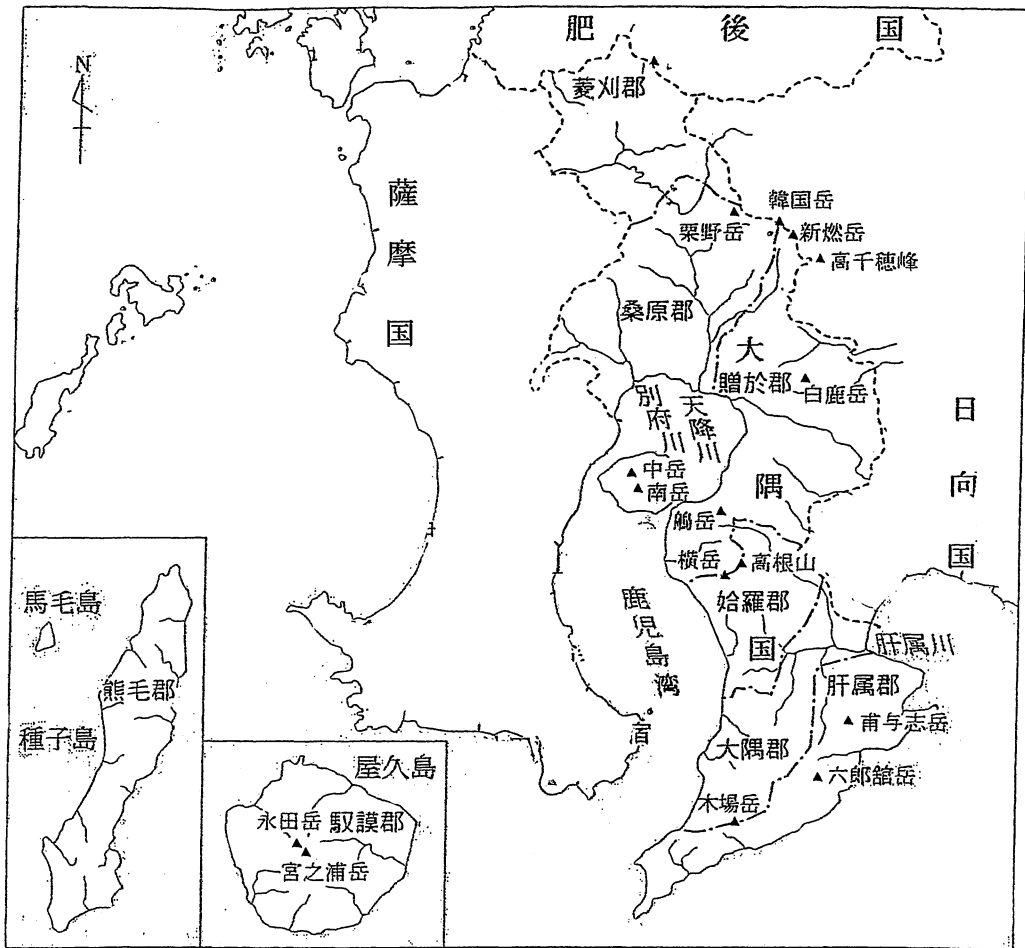
本章では、律令国家期における大隅国について概観しておきたい。

大隅国は、和銅六年(713)日向国内の肝坏・贈於・大隅・始羅四郡を割いて置かれた国である(9)。その後数年以内に桑原郡、天平勝宝七年(755)菱刈郡が贈於郡を割いて各々形成された。大隅国の日向国からの分立及び贈於郡の分割は、贈於郡に勢力を有していた隼人勢力の弱体化を意図して行われた(10)。奈良後期に大隅国は六郡から構成され、大隅国の国衙は桑原郡におかれた(11)。天長元年(824)多嶽嶋が廃止され、多嶽嶋域は4郡から2郡に再編され、大隅国に編入された(12)。多嶽嶋が廃止され、大隅国に編入された理由は、南島人の朝貢が見られなくなるとともに遣唐使の入唐航路も南島路から南路に変化し、多嶽嶋の存在意義が低下したことによる(13)。この結果大隅国を構成する郡は、八郡になった。

ここで平安前期～中期における大隅国の郡郷について見ておきたい。当該期大隅国における郡郷については、『倭名類聚鈔』(14)巻五～巻九諸国郡郷の中の大隅国項の記載が参考になる。ここで『倭名類聚鈔』に基づいた大隅国内の郡郷一覧表を図表①、大隅国内の郡郷図を図表②として掲げる。

図表① 平安前・中期における大隅国の郡郷

郡名	郷名
桑原郡	大原郷・大分郷・豊国郷・答西郷・稻積郷・広田(西)郷・桑善郷・仲川(中津川)郷
贈於郡	葛例郷・志摩(島)郷・阿気郷・方後郷・人野郷
菱刈郡	羽野郷・亡野郷・大水郷・菱刈郷
始羅郡	野裏(浦)郷・串(釧)伎(占)郷・鹿屋郷・岐刀郷
肝属郡	桑原郷・鷹屋郷・川上郷・鷹(鷹)麻郷
大隅郡	人野郷・大隅郷・謂列郷・始藹郷・禰覆郷・大阿郷・岐(支)刀郷
熊毛郡	熊(能)毛郷・幸毛郷・阿枚郷
馭漁(謨)郡	謨賢郷・信有郷



図表② 原口泉他『(県史 46) 鹿児島県の歴史』(山川出版社、平成 12 年)、86 頁。

建国当初大隅国は、贈於郡・始羅郡・肝属郡・大隅郡の四郡で構成されていた。大隅国の場合、国内の郡は全て隼人郡である。前述のように贈於郡から分立した桑原郡に、大隅国衙は置かれた。図表①から明らかなように、桑原郡には大原郷・大分郷・豊国郷・答西郷・稻積郷・広田（西）郷・桑善郷・仲川（中津川）郷の八郷が置かれていた。この郷名から窺えるように、大隅国の場合も大隅国衙の置かれた桑原郡には豊前国からの移民が迎えられている。このことは薩摩国衙が置かれた高城郡にも、肥後国からの移民が迎えられていることと軌を一にするもので、律令国家の対隼人政策の一環である (15)。

贈於郡から桑原郡・菱刈郡が分立したことを考えると、大隅国建国当初における贈於郡域の大隅国内に占める割合が如何に大きなものであったかが明らかになる。大隅国建国時における大隅国内の郷数は、図表①から熊毛郡・馭漁（謨）郡を除外した残りの六郡に所属する三二郷である。この中で贈於郡に属していた郷は一七郷であり、当該期贈於郡に属していた郷数は、大隅国に属

していた郷数の半分以上を占めていた。後述のように贈於郡には、大隅隼人の最有力者がいたと考えられている。

大隅国衙が置かれた桑原郡には、前述のように大隅国で最多の八郷が置かれていた。大隅郡には七郷、贈於郡には五郷、始羅郡・肝属郡・菱刈郡には四郷、熊毛郡には三郷、馭謨郡には二郷が置かれていた。最終的に大隅国は八郡から構成され、大隅国に属する郷は三七である。

大隅国に属する郡・郷の数を、薩摩国に属する郡・郷の数と比較してみよう。薩摩国に属する郡は、非隼人郡である二郡（出水郡・高城郡）、隼人郡である一一郡（伊作郡・給黎郡・揖宿郡・谿山郡・河辺郡・穎娃郡・甑島郡・薩摩郡・日置郡・鹿児島郡・阿多郡）の計一一郡である。非隼人郡である高城郡には六郷、出水郡には五郷置かれているが、隼人郡である伊作郡・給黎郡・揖宿郡には一郷、谿山郡・河辺郡・穎娃郡・甑島郡には二郷、薩摩郡・日置郡・鹿児島郡には三郷、阿多郡のみに四郷置かれている。薩摩国には全部で一三郡置かれているが、薩摩国に属する郷は三五郷と大隅国に属する郷数より少ない。このことは、大隅国に比べて薩摩国の方が隼人勢力を細分化して支配していることを表している(16)。

八世紀初頭に原形が成立したと考えられる薩摩国と大隅国における郡・郷編成のあり方は、その後の歴史展開に少なからず影響を及ぼしている。薩摩国と比較して、隼人勢力を大きな規模で支配したことにより、奈良前期大隅国においては、律令国家の支配に対する隼人たちの抵抗運動が起きた。この事件の背景として、日向国から大隅国を分立させたこと、贈於郡から桑原郡を分立させ、桑原郡に大隅国衙を設置したこと、造籍・校田に対する反発などがあったと考えられている(17)。

養老四年(720)大隅隼人は、大隅守陽侯史麻呂を殺害し、律令国家の支配に対して反旗を翻した。律令国家は、大伴旅人を総指揮官に任命し、隼人を押さえるために軍隊を派遣した。旅人たちは、隼人たちの抵抗運動を鎮圧した(18)。贈於郡からの菱刈郡の分立も、大隅隼人の中心勢力を弱める意図で行われたと考えられている(19)。

奈良中・後期を通して、律令国家の支配は次第に隼人に浸透した。その結果平安初期には、律令国家は隼人たちに対して他地域と同じ支配を行なうことが可能であると判断した。延暦一九年(800)大隅・薩摩国に班田制が導入され、他地域と同じ支配が行われるようになった(20)。大隅国の郡・郷は安定し、平安中期まで存続したと考えられる。

本章では、律令国家期大隅国における郡郷編成を見た。大隅国は、薩摩国に比較して隼人たちを大規模な郡を通して支配を行った。このため奈良前期大隅隼人たちは、律令国家の支配に対する抵抗運動を起こした。しかし律令国家が派遣した軍隊に鎮圧され、大隅国域には律令国家の支配が及んだ。その結果奈良中・後期律令国家の支配が大隅国内に浸透し、平安初期大隅国は、他地域と同じように班田制を導入することが可能になった。大隅国支配は安定し、律令国家の下で編成された郡・郷は平安中期まで存在したと考えられる。

## 二、郡郷制改編と大隅（国）正八幡宮の社領形成。

本章では、大隅（国）正八幡宮の成立と社領形成及び大隅国内における郡郷制改編について考察していく。

大隅（国）正八幡宮の前身は、律令国家期に大隅国桑原郡に鎮座していた官社鹿兒島神社<sup>(21)</sup>であると考えられる。『延喜式』神名帳の中で日向・大隅・薩摩国の官社を記載してある部分を史料①として掲げる<sup>(22)</sup>。

## 史料①

日向國四座<sup>兼</sup>,

兒湯郡二座<sup>兼</sup>,

都農神社

都萬神社,

宮崎郡一座<sup>小</sup>,

江田神社,

諸縣郡一座<sup>小</sup>,

霧嶋神社,

大隅國五座<sup>兼</sup>,

桑原郡一座<sup>大</sup>,

鹿兒嶋神社<sup>大</sup>,

贈嶽郡三座<sup>兼</sup>,

大穴持神社

宮浦神社,

韓國宇豆峯神社,

馭謨郡一座<sup>小</sup>,

益救神社,

薩摩國二座<sup>兼</sup>,

穎娃郡一座<sup>小</sup>,

枚聞神社,

出水郡一座<sup>小</sup>,

加紫久利神社,

史料①には、律令国家期における日向・大隅・薩摩三箇国に存在する官社が記載されている。官社とは祈年祭にあたり朝廷から幣帛を受ける神社のことで、『延喜式』神名帳に記載された神社を式内社という(23)。日向・大隅・薩摩三箇国の式内社の中で、「大座」であるのは、大隅国桑原郡に鎮座している鹿兒嶋(鹿兒島)神社だけである。故に平安前期においては、日向・大隅・薩摩国の中で鹿兒島神社が最も高位に位置づけられている神社であると考えられる。鹿兒島は古代における「桜島」の名称であり(24)、鹿兒島神社とは活火山である鹿兒島(現在の桜島)を祭神として祀った神社である(25)。鹿兒島を祭神とする神社としては、大隅国喙噺郡に鎮座している大穴持神社が、鹿兒島神社よりも早く奈良後期にその存在が確認される(26)。しかし平安前期に入ると自ら報賽する神の地位向上を意図した大隅国桑原郡内の曾君一族の系譜を引く領主の考えと大隅隼人統制を意図した大隅国衙の判断により、鹿兒島神社が大穴持神社よりも優位な立場を占めたと考えられる(27)。南九州三箇国の中で最後まで抵抗した大隅隼人を宗教的に統制するために、大隅国桑原郡に鎮座する鹿兒島神社が、三箇国の式内社の中で唯一の「大座」の位置を占めたと考えられる。

平安前期鹿兒島神社の社領は、同神社鎮座地付近に幾らか形成された可能性があると思う。鹿兒島神社の鎮座地は桑原郡(平安後期以後は桑西郷)である(28)。後の桑西郷内の鹿兒島神社鎮座地付近に、封戸などの形態で経済的得点が設定された可能性があると考えられる。時代は大幅に降るが、鎌倉初期に作成された大隅国建久岡田帳桑西郷項を、史料②として掲げる。

## 史料②

桑西郷百五十六丁二段六十歩 正宮敷地,

正宮領百四十三丁六段大 本家八幡 地頭掃部頭,

御供田五十八丁五段半,

御服田六丁六段,

寺田廿四丁五段半,

小神田三丁一段,

国方所当弁田,

万徳十四丁四段<sup>丁別十疋</sup>酒井末能所地,<sup>(末力)</sup>

宮永卅六丁四段大<sup>丁別廿疋。此内不蒙困免。押察名被成蔵。正宮修理料。</sup>

溝部在河<sup>(二力)</sup>丁<sup>(末力)</sup>酒井末能所知,

小浜村八丁 僧兼俊所知,

国領

公田一丁 郡司則貞所知,

寺田一丁二段<sup>仏性灯油料</sup>,

経講田九丁二段半 聖朝府国御祈禱祈,

府社一丁一段 大府御沙汰、

史料②の中で、正宮（大隅（国）正八幡宮）一円社領である御供田・御服田部分の一部が、平安前期に封戸などの形で成立した可能性はあると思う。

大隅国に八幡神が勧請されたことが推測できる史料として、平安中期以降大隅（国）正八幡宮と関係を有する石清水八幡宮（29）の「石清水宮璽御宮事」紙背文書（30）がある。関係部分を史料③として、掲げる。

### 史料③

元命 大隅八幡別宮検知府宣 長元七年

元命は、宇佐八幡宮神宮寺宇佐弥勒寺の社僧で、長保元年（999）に同寺の寺務を管轄する講師に任命され、後には石清水八幡宮の社務を管轄する別当・検校職についている（31）。史料③から元命は、長元七年（1034）大隅国八幡別宮の支配権を大宰府より認められていることが確認できる。

当該期「大隅八幡別宮」即ち大隅国内に存在する八幡宮の別宮としては、後の大隅（国）正八幡宮を考えるのが妥当であると思われる。故に長元七年の時点で、大隅（国）正八幡宮は成立していたと考えられる。大隅（国）正八幡宮は、鹿児島神社に八幡神が合祀されて成立したと考えられる。

平安中期大隅国は、南島人の侵入を受けたり（32）、大隅守菅野重忠が府官に殺されたり（33）、烏津荘成立・荘域の拡大をめぐる平季基の大隅国衙焼討事件（34）などが起き、政情が不安定であった。こうした情勢の中で、武神の要素を持ち鎮護国家的な役割を果たす八幡神が勧請されたと考えられる（35）。

鹿児島神社に八幡神が合祀されて、「大隅（国）正八幡宮」が成立したと考えられる。「正八幡宮」は、正宮八幡宮を意味している（36）。正宮は、摂社・末社に対して本社のことである（37）。正宮八幡宮とは、本社である八幡宮を意味し、通常は八幡宮発祥の神社である宇佐八幡宮が称していた（38）。しかし大隅（国）正八幡宮は、「正八幡宮」と称している（39）。大隅（国）正八幡宮は何故「正八幡宮」を称したのであろうか。中世対馬嶋の八幡宮も「正八幡宮」を称えている（40）。対馬嶋も大隅国も、当時の日本国の境界領域である。日本国の国境地帯に鎮座していることにより、対外勢力による侵入の脅威に対抗する目的から、八幡神の宗教的権威を発揚するために、大隅（国）正八幡宮や対馬嶋正八幡宮は、「正八幡宮」を称したと考えられる。

鹿児島神社の八幡宮化には、大隅国衙が関与した可能性がある。大隅国衙は、大隅（国）正八幡宮と比較的早い時期に結びつきを持っている。そのことを示す根拠として、大隅（国）正八幡宮が成立後間もない長久年間（1040～1044）、大隅守は四季転読大般若経供料として始良荘を大

隅（国）正八幡宮に寄進していることが挙げられる（41）。大隅守が始良荘を大隅（国）正八幡宮に寄進したことを示す史料を、史料④として掲げる。

#### 史料④

一、四季轉讀大般若經供新廿四口事 季別六口請僧

右大般若經者、吾神御崇敬之餘、去長久年中国司〔 〕<sup>（以カ）</sup>始良庄奉寄御寶前四季轉讀大般若經供新所之處、中古御相傳神領内所之為村々名主弁濟使等、令抑留嚴重供新之条、奉為神為君不忠至極之上者、任御下知之旨、被處其身等於罪科、於有限供新者、任員數可令下行之由、欲被仰下焉、

史料④に示されている四季大般若經轉讀は、国家（朝廷・大宰府・大隅国衙）安泰・五穀豊穰のために行われたと考えられる（42）。大隅（国）正八幡宮が国家安泰の法会を行っていることは、国衙支配を宗教的に補強する役割を果たしているため、当該期の大隅（国）正八幡宮は大隅国一宮の機能を果たしていると思う。故に私は、一一世紀半ばに大隅（国）正八幡宮は大隅国一宮化したと考えている（43）。

大隅守は、大隅（国）正八幡宮に何故始良荘を寄進したのであろうか。奈良期、平安前・中期始良荘域は大隅郡に属し（44）、長久年間大隅守が大隅（国）正八幡宮に寄進したことにより始良荘が成立したと考えられる。始良荘は大隅国建久図田帳に記載されているので、該当部分を史料⑤として掲げる。

#### 史料⑤

始良庄五十余丁

正當大般若店內抄法、  
元吉門・高信・宗清所知、

始良荘は、鎌倉初期に至っても大隅（国）正八幡宮の大般若經轉讀料所であることが確認できる。大般若經轉讀は国家安泰祈願のための重要な仏神事であることを踏まえると、始良荘は一一世紀半ば大隅国司の大隅（国）正八幡宮寄進の際に、一円領として寄進されている可能性があると思う。

始良荘域は平安中期までには開発され（45）、大隅半島域の交通上の要衝と考えられる大始良（46）の比較的近くに位置していた。史料⑦には始良荘域の領主として、吉門・高信・宗清の名が記載されているが、彼等は島津荘を開発した平季基の弟良宗の子孫であると考えられる（47）。国司の大隅（国）正八幡宮に対する始良荘寄進の背景として、大隅（国）正八幡宮との結びつきを求めた平良宗の意図もあると考えられる。前述のように良宗の兄季基は、島津荘を開発して荘域拡大を意図し、大隅国衙を焼討した。これに対して弟の良宗は、大隅国衙の支配安泰をも祈願する四季大般若經轉讀料所として、始良荘を大隅（国）正八幡宮に寄進した。良宗が始良荘を大隅（国）正八幡宮に寄進した意図は、始良荘域を安定した状態で支配するためであったと考えられる。季



基と良宗の大隅国衛・大隅（国）正八幡宮に対する異なった動きの背景については、今後分析する必要がある。

律令国家期始良荘域は、大隅郡に属していた。しかし長久年間大隅国司の寄進により、始良荘が成立した。このことは、大隅国内における郡郷制の変化をも示す動きである。大隅国内における郡郷制改編を示す史料として、治暦五年（1069）正月二九日付仏子寂念所領配分帳案<sup>(48)</sup>がある。同配分帳案を史料⑥として掲げる。

#### 史料⑥

（端裏書）

「頼光所領配分帳案文治暦五年正月廿九日」

謹辭

宛行所領田畠等事

一、頼経宛給

祢寝院内參村、大祢寝、濱田、大始<sup>(良カ)</sup>娘、  
桑東郷 田畠者、在坪付抄帳、

一、頼利宛給

贈雄郡所領田畠者、在坪付抄帳、

一、権大掾頼貞宛給

祢寝院内 參村、田代、志天利、佐多、在坪付抄帳、

一、女子宛給

小川院所領田畠者、在坪付抄帳、

一、弟頼重宛給

吉田院所領田畠者、在坪付抄帳、

一、弟女宛給

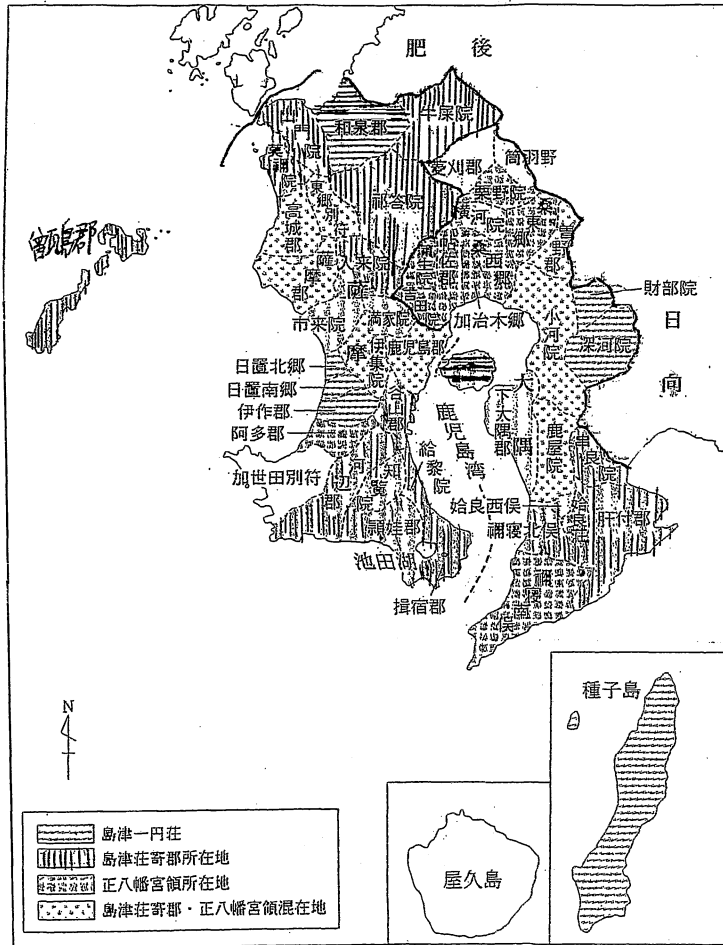
桑西郷所領田畠者、在坪付抄帳、

右件田畠等、任先祖所領各所相傳之狀、宛給如件、但可蒙國判、仍注事狀、以解、

治暦五年正月廿九日 <sup>(裏書)</sup>「在判」法名佛子寂念  
俗名散位藤原頼光<sup>在判</sup>

史料⑥から、大隅国内にも桑西郷・桑東郷・小川院・祢寝院・吉田院という律令国家期には存在しなかった郷・院の存在が確認される。治暦五年の大隅国内においては、郡郷制は改編されていた<sup>(49)</sup>。この郡郷制改編の動きは、いつ頃まで遡及できるのであろうか。郡郷制改編の動きが長久年間頃の国政改革により起こったと考えられていることから<sup>(50)</sup>、始良荘が成立した長久年

間までは遡及できると想定される(51)。始良荘は、大隅国における郡郷制改編を示す初期の事例であると考えられる。ここで郡郷制改編後の大隅国内の郡・郷・院・荘図を図表③として掲げる。



図表③ 原口泉他『(県史46)鹿児島県の歴史』(山川出版社、平成12年)、87頁

長久年間の始良荘成立後における大隅(国)正八幡宮の社領形成過程につき検討を加える。大隅(国)正八幡宮の社領形成過程について記した史料として、年月日不詳大隅(国)正八幡宮神社次第写(52)がある。同神社次第の該当部分を、史料⑦として掲げる。

#### 史料⑦

四所別宮 繪島荘 荒田荘  
粟野荘 蒲生荘

同其以後 鹿屋恒見若宮 吉田院善神王

加治木若宮善神王 祢寝院若宮

史料⑦の大隅（国）正八幡宮神社次第写における四所別宮及びそれ以後置かれた末社の記載順は、各末社の成立した順であると考えられる。故に長久年間に始良荘が成立後、荒田荘、栗野院、蒲生院の順で大隅（国）正八幡宮の社領が形成されたと考えられる。四所別宮が置かれた院・荘は、長久年間以後大隅（国）正八幡宮の社領化していったと考えられる。但し後述のように四所別宮以降成立した末社鎮座地の中で、最も遅れて末社が置かれた祢寝院が一世紀前期の保安元年（1120）一二月の時点で大隅（国）正八幡宮領であることを考えると（53）、四所別宮の置かれた荒田荘、栗野院、蒲生院内には、一一世紀の間に大隅（国）正八幡宮の社領が形成されていったと考えられる。

荒田荘は、薩摩国鹿児島郡内に位置している。大隅（国）正八幡宮にとり、荒田荘は隣国内の所領ということになる。鹿児島郡は、薩摩国から大隅国へ水上交通で移動する際の交通上の要衝であり（54）、南北朝時代にも大隅国守護島津氏久は、薩摩国鹿児島郡内に東福寺城を拠点として有していた（55）。大隅（国）正八幡宮は、薩摩国内の万得領にも支配の手を伸ばしている（56）。大隅国と薩摩国との交通上の接点である鹿児島郡荒田荘を掌握し、薩摩国内の万得領掌握を意図した大隅（国）正八幡宮は、八代海・有明海ルート進出を見据えていた可能性もある。

栗野院は、図表③によれば大隅国北部に位置し、菱刈郡の南隣りに存在していた。栗野院については、時代が降るが鎌倉初期の大隅国建久図田帳に記載されている。関係部分を史料⑧として掲げる。

#### 史料⑧

栗野院六十四丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

御供田四丁

公田六十丁

大隅国建久図田帳に記載されている部分の中で、一円社領の御供田の一部が一世紀後期に形成された可能性が考えられる。当該期大隅（国）正八幡宮が栗野院内に社領を有した理由は、大隅国北部の内陸交通路を確保するためではないかと推測される。

一一世紀後期大隅（国）正八幡宮は、蒲生院内にも社領を設定した。大隅国建久図田帳蒲生院項を史料⑨として掲げる。

#### 史料⑨

蒲生院百十丁九段半

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸，正税官物者弁済国衙也，

御供田十二丁六段,  
 大般若一丁,  
 寺田十四丁五段,  
 小神田三十一丁,  
 経講浮免田二丁<sup>(段カ)</sup> 聖朝府国御祈禱新  
 国方所当弁田  
 宮吉一丁<sup>丁別八疋</sup>,  
 万徳十七丁三段<sup>丁別十疋</sup>,  
 恒見七丁九段半<sup>丁別十九疋三丈</sup>,  
 公田廿五丁四段<sup>丁別廿疋</sup>,

蒲生院が大隅(国)正八幡宮の社領化した時期は、一二世紀前期であると考えられている(57)。しかし大隅(国)正八幡宮の末社が配置された時期から考察すると、蒲生院が全体として大隅(国)正八幡宮の社領化した時期は一二世紀前期と考えるにしても、蒲生院内に大隅(国)正八幡宮の社領が形成され始めた時期は、一一世紀後期であると考えられる。史料⑨に記載されている大隅(国)正八幡宮の社領化した部分の中で、一一世紀後期に御供田や大般若部分の一部が社領化し始めたと考えられる。蒲生院は大隅国の西側に位置し、薩摩国へ向かう陸上交通上の要衝であった(58)。

国境を越えて社領を獲得する行為は、管内寺社を統制する大宰府との間に対立関係を生じた。こうして寛治元年(1087)末から翌二年初頭にかけて、大宰大貳藤原実政の大隅(国)正八幡宮神輿射撃事件が起きた。この結果実政は大宰大貳を解任され伊豆国へ流罪、関係者も処分された(59)。この神輿射撃事件以後、大宰府は大隅(国)正八幡宮に対する統制を緩めた。また修造経費は、大隅・薩摩・日向三箇国で負担する体制ができた(60)。

一一世紀を通して、大隅国内においては、四所別宮が置かれた院・荘を中心に、大隅国一宮大隅(国)正八幡宮は社領を形成し始めた。当該期成立した大隅(国)正八幡宮の社領は、大隅国内でも交通上の要衝に位置していた。また当該期大隅(国)正八幡宮は、大隅国内のみならず、薩摩国内にも所領を獲得した。結果的には薩摩国内の万得領の大半は、大隅(国)正八幡宮領化した(61)。

本章では、一一世紀大隅国における大隅(国)正八幡宮の社領形成過程について考察した。その結果当該期までに大隅(国)正八幡宮の社領は、同宮鎮座地である桑西郷及び四所別宮が置かれた地域に形成された。形成された社領は交通上の要地に位置し、後の大隅(国)正八幡宮の社領の基盤となるものであった。次章では、一二世紀初期以降島津荘の拡大とそれに対抗する形で、大隅(国)正八幡宮の社領が拡大していく過程について考察していきたい。

### 三、島津荘大隅方の形成と大隅（国）正八幡宮の社領拡大。

本章では、大隅国内における島津荘域の拡大と、そのことに対する反作用としての大隅（国）正八幡宮の社領拡大過程<sup>(62)</sup>について検討を加える。

前掲史料⑦によれば、四所別宮がおかれた始良荘・荒田荘・栗野院・蒲生院の後に、その後大隅（国）正八幡宮の末社が置かれた地域として、鹿屋恒見、吉田院、加治木郷、祢寝院が記載されている。大隅（国）正八幡宮の末社が置かれたということは、これらの地域に大隅（国）正八幡宮の社領が形成されたことを示している。

大隅（国）正八幡宮の社領が置かれた時期は、鹿屋恒見、吉田院、加治木郷、祢寝院の順であると考えられる。最も遅れて社領化したと考えられる祢寝院は、前述のように保安元年（1120）以前に大隅（国）正八幡宮の社領化していることが確認される。祢寝院の大隅（国）正八幡宮の社領化した時期については、保安二年（1121）正月一〇日付大隅国権大掾建部親助解状写が参考になる。同解状写を史料⑩として掲げる<sup>(63)</sup>。

#### 史料⑩

(外題) 〔如申状者，行道之所企尤謀反之至也，可停止其妨之，(中原師光) (花押)〕

権大掾建部親助 申請 國裁事

言上薩摩國住人平行道，依為妹夫，祢寝院南俣令讓渡由無實子細状，

右，謹檢案内，件南俣先祖相傳之所領也，而父頼親宿祢，以去天永三年四月十八日死去之後，親助為嫡男，請繼令領掌之間，彼頼親存生之時，年々官物旁負物，蒙其責之日，無術計，相副本公驗於新券，沽渡於伯父掾頼清畢，以何證文彼行道可沙汰之由，可讓沙汰哉，尤大無実也，若任愚意，行道可沙汰之由令申者，以去年十二月，於國衙并正宮政所祭文由□，可令進上哉者，任実正言上如件，以解，

保安二年正月十日

権大掾建部親助

本解状写から、天永三年（1112）四月一八日建部頼親が死去した後、頼親の子親助は大隅国衙や大宰府に納めるべき年貢が滞ったことが窺える<sup>(64)</sup>。年貢滞納による所領喪失を避けるために、親助は祢寝院（南俣）を大隅（国）正八幡宮に寄進したと考えられる<sup>(65)</sup>。しかし親助の領主経営は好転せず、年貢を納めるために親助は伯父頼清に祢寝院（南俣）を沽却した。以上のことから、祢寝院（南俣）が大隅（国）正八幡宮の社領となった時期は、天永三年（1112）から保安元年（1120）の間であると考えられる。故に鹿屋（院）恒見が大隅（国）正八幡宮領化し、吉田院、加治木郷の中に大隅（国）正八幡宮領が設定された時期は、保安元年（1120）以前の一世紀初頭であると考えられる。

一二世紀初期における鹿屋（院）恒見，吉田院，加治木郷，祢寝院が大隅（国）正八幡宮領化した理由について，図表③を見ながら考察していく。

まず鹿屋（院）恒見が形成される経緯について考察する。大隅国建久図田帳の中で，鹿屋院関係部分を史料⑪として掲げる。

#### 史料⑪

鹿屋院内恒見八丁 正宮領，

（中略）

嶋津庄 殿下御領 <sup>（右脱カ）</sup> 地頭衛門兵衛尉，

（中略）

寄郡七百十五丁八段三丈，

但付去仁平三年御庄方検注帳注進之，御庄官等検田入部時，満作年者<sup>（号カ）</sup>貴居沽田付之，弁  
濟所当物，不作年者雖遂検田，不幾田数，国衙訴也，

（中略）

鹿屋院八十五丁九段，

鹿屋院は，大隅国内における郡郷制の改編により，始羅郡鹿屋郷が大隅国衙領として再編成されたものである（66）。史料⑪の記載から分かるように鎌倉初期における鹿屋院内は，ほとんど島津荘寄郡となっている。史料⑪にも記載されているように，島津荘寄郡部分では，国司の支配も及ぶ領域でありながら，検田は荘官が行い，年貢も荘園側に優先的に納められる等国衙側の支配が及びにくい（67）。そのことは，大隅国建久図田帳の中で島津荘域部分の記載が簡略であり，島津荘域部分の記載は，図田帳が作成された建久八年（1197）六月 日から四〇年以上前の仁平三年（1153）の検注帳に基づいていることから窺える。

島津荘寄郡には，国司の支配は十分には及ばない。一二世紀初期鹿屋院内における島津荘寄郡の形成・拡大の動きに対して，大隅国衙側は国司の支配領域を鹿屋院の中に確保することを意図して，鹿屋（院）恒見の部分を大隅（国）正八幡宮に寄進したと考えられる。

続いて吉田院，加治木郷，祢寝院（南俣）について考察したい。大隅国建久図田帳の中で吉田院，加治木郷，祢寝院（南俣）部分の記載を，史料⑫として掲げる。

#### 史料⑫

吉田院十八丁二段，

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭，

御供田二丁，

寺田七段，

小神田三丁五段，  
 経講田一丁 聖朝府国御祈禱新，  
 国方所当弁田，  
 万徳一丁<sup>丁別十疋</sup>，  
 公田十丁<sup>(廿方)  
丁別十疋</sup>，  
 加治木郷百廿一丁七段半，  
 正宮新御領 本家八幡 地頭掃部頭，  
 公田永用百六丁二段半 郡司大蔵吉平妻所知，  
 件名雖為社領分，号府別府以数百余丁宛五十丁，所当准千疋，残六十余丁不弁济府国両方，  
 恣私用也，動不随国務也，  
 鍋倉村三丁 僧忠覚所知，  
 宮永八丁 正宮修理所酒井為宗所知，  
 万徳四丁五段，  
 禰寝南俣四十丁，  
 正宮領 本家八幡 地頭掃部頭，  
 郡本三十丁<sup>丁別廿疋</sup>，元建部清重所知，  
 賜大將殿御下文斐刈六郎重俊知行之，但去文治五年以後，号府別府，以多丁弁四百疋之外，  
 不弁社家年貢，不随国務，任自由，知行之，  
 佐汰十丁<sup>丁別廿疋</sup>，  
 賜大將殿御下文建部高清知行之，

吉田院については建久図田帳に記載されている御供田や万徳領部分，加治木郷の中では鍋倉村・宮永名・万徳領部分が一二世紀前期に社領化したと考えられる(68)。吉田院・加治木郷に対して禰寝院(南俣)の場合は，全域が大隅(国)正八幡宮に寄進されたと考えられる。大宰府や大隅国衙に対して年貢を滞らせた建部親助は，禰寝院(南俣)を領有しつづけるために，また大隅国一宮大隅(国)正八幡宮の宗教的権威や正八幡宮と大隅国衙との緊密な関係をあてにして，禰寝院(南俣)を大隅(国)正八幡宮に寄進したと考えられる。

鹿屋(院)恒見・吉田院・加治木郷・禰寝院(南俣)に大隅(国)正八幡宮の社領が広がった理由について考察したい。

先述のように鹿屋(院)恒見は，鹿屋院全域が島津荘寄郡化しかねない状態であったので，国衙支配の及ぶ領域を確保するために，国一宮としての大隅(国)正八幡宮の権威を活用する意図により形成されたと考えられる。吉田院は大隅国西端に位置し，北・西・南部は薩摩国域，しかも薩摩国建久図田帳によれば島津荘寄郡域と接している(69)。一二世紀初期には大隅国内においても島津荘域が拡大したと考えられるため(70)，島津荘域の拡大に対して大隅(国)正八幡宮も

吉田院内に社領を設定したと考えられる。加治木郷の中に大隅(国)正八幡宮領が設定されていく理由は、大隅国内や大隅国隣接部分に島津荘域が拡大したことに対する対応であった可能性がある。図表③に示された薩摩国祁答院・入来院・満家院・鹿児島郡等や大隅国帖佐郡内に、当該期島津荘域が形成されていた可能性がある。特に帖佐郡は、後述のように藤原忠実から大隅(国)正八幡宮に寄進されている。故に当該期帖佐郡内に、島津荘域が広がっていた可能性もある。帖佐郡は、蒲生院と同様大隅国衙にとって重要な地域であったと考えられる(71)。祢寝院(南俣)の場合は、郡司建部氏が祢寝院北俣領主藤原氏(72)と競合関係にあったと考えられる。北俣の藤原氏が島津荘側と結びついたため、南俣の建部氏は大隅(国)正八幡宮と結びついたと考えられる。

一二世紀初期に大隅国内において大隅(国)正八幡宮の社領が拡大したことは、大隅国内外に島津荘域が形成されたことに対する反応であったと考えられる。当該期大隅国内外に島津荘域が形成された理由について、考察しておく。

当該期藤原撰関家当主であった藤原忠実は、人事権を失っていたために経済基盤として荘園に依存せざるを得なかった。忠実は、撰関家領荘園を統合するとともに荘園の拡大・新設に努めた(73)。大隅国内外において忠実が島津荘域の拡大に乗り出したことも、撰関家の経済基盤である荘園の充実・拡大策の一環であった。

しかし忠実の荘園拡大策に対して、白河院は反発した。天永二年(1111)十一月忠実家臣源明国の処罰、永久五年(1117)正月忠実荘園の白河院熊野参詣所課不動仕事件、元永二年(1119)三月忠実の上野国内五千町歩立荘禁止事件等である(74)。

この時期大隅国内における忠実の動きを示す史料が存在する。この史料を、史料⑬として掲げる(75)。

### 史料⑬

一、百日大般若同最勝講供新麦廿四石事

右供新者、去保安年中奉為大菩薩御崇敬、知足院禪定天下以帖佐郷御寄進當宮之間、以供新米廿(七カ)石五斗、無退轉被下行衆徒畢、而中古御相轉四至内麦廿四石之間、彼麦内檢之時者、先例經官相共遂其節、符行帳令知員数、全供新之處、近年無其儀之間、有名無實之条、難堪之次第也、所詮、新講顛倒之分并故壹岐前司入道尚圓、以神敵闕所地徭丁五口所被寄符四至内之上者、任先例、被相副經官、遂内檢、如員数欲被下行焉、

史料⑬において、忠実が保安年中(1120～1124)大隅(国)正八幡宮に対して帖佐郷(郡)を寄進している。忠実が帖佐郷を寄進した時期は保安年中と記されているが、忠実は保安元年(1120)十一月に白河法皇の勸気を受け失脚している(76)。このことを踏まえれば、忠実が大隅(国)正八幡宮に帖佐郷を寄進した時期は保安元年であると考えられる。忠実が帖佐郷を大隅国一宮に



寄進した理由は、大隅国内外で島津荘域を拡大し大隅国衙の在庁官人達や国一宮側と軋轢を生じたため、融和的態度を取る必要性が生じたためであると考えられる。しかし忠実の大隅（国）正八幡宮に対する帖佐郷寄進により、忠実と大隅国衙の在庁官人達や国一宮側との軋轢は幾らかは改善されたと思われるが、完全に解消されたか否かは詳かではない。そして間もなく忠実は政界から失脚した。

忠実が失脚し、白河院政が継続している間、島津荘領域は特に拡大することもなかったと考えられる。但し忠実失脚時までに、大隅国内には鹿屋院・柵寝院北俣等の島津荘寄郡が形成された。忠実は、政界失脚後白河院政の期間宇治に籠居していた。大治四年（1129）白河法皇は死去し（77）、白河の孫鳥羽上皇が院政を開始した。鳥羽は忠実の謹慎を解き、忠実の政界復帰を後押しした。忠実は、天承二年（1132）正月本格的に政界に復帰した（78）。この後忠実は、島津荘域の拡大を再び推進し始めたと考えられる。

忠実が本格的に政界に復帰した天承二年四月大隅（国）正八幡宮の境内に「八幡」の二字が刻まれた石体二基が出現した。この石体出現は、大隅（国）正八幡宮から大隅国衙、大宰府に報告され、最終的には朝廷まで上申され、崇徳天皇の皇子誕生を示す瑞祥であると考えられた（79）。

この石体事件は、忠実の本格的復権とそれに伴う島津荘域拡大に備えて、大隅国一宮大隅（国）正八幡宮の宗教的権威を高揚させるために、大隅国衙と大隅（国）正八幡宮側が仕組んだ事件であると考えられる。石体事件により大隅（国）正八幡宮の宗教的権威を向上させ、国司の支配が及びにくくなる島津荘一円領・寄郡の領域拡大を少しでも抑制するために、大隅（国）正八幡宮の宗教的影響力の利用を意図したものである。

石体事件後の一二世紀前期、大隅国内においては島津荘域が拡大していった。大隅国建久図田帳島津荘項の記載を史料⑭として掲げる。

#### 史料⑭

（前略）

嶋津御庄領 殿下後領<sup>(御カ)</sup> 地頭衛門兵衛尉<sup>(右脱カ)</sup>  
 新立庄七百十五丁<sup>(五十カ)</sup>  
 寄郡七百十五丁八段三丈

（中略）

嶋津庄 殿下御領<sup>(右脱カ)</sup> 地頭衛門兵衛尉  
 新立庄七百五十丁  
 深河院百五十余丁  
 財部院百余丁 謀反人故有道有平子孫于今知行之、  
 多禰嶋五百余丁

件三箇所保延年中以後新庄、不随国務也、

寄郡七百十五丁八段三丈

但付去仁平三年御庄方検注帳注進之，御庄官等検田入部時，満作年者<sup>(号カ)</sup>貴居沽田付之，  
 弁済所当物，不作年者雖遂検田，不幾田数，国衙訴也，

横河院三十九丁五段二丈

菱刈郡百三十八丁一段

郡本

賜大将殿御下文，三郎房相印知行之，

入山村筥崎宮浮免田

賜同御下文，千葉兵衛封沙汰之，<sup>(尉カ)</sup>

申良院九十丁三段二丈

鹿屋院八十五丁九段

肝付郡百三十丁二段三丈

禰寝北俣四十丁五段四丈

下大隅郡九十五丁九段

始良西俣廿四丁六段二丈

小河院内百引村十三丁四丈<sup>一近郷小河院内有之，</sup>

同永利十二丁六段四丈<sup>一近郷内有之，</sup>

曾野郡永利廿三丁三段三丈，

筒羽野四十八丁五段一丈

件村者筥崎浮免田以四十余丁押募十五丁，残不随国務，恣弁済使私用之，

一二世紀初期に成立したと考えられる鹿屋院・禰寝（院）北俣以外の部分に，島津荘寄郡が広く形成されていることが分かる。また深河院・財部院・多祢嶋は，「保延年中（1135～1141）以後新荘」と記載されていて，深河院・財部院・多祢嶋は保延年中以前には島津荘寄郡として存在し，保延年中以後島津荘一円領化した地域であると考えられる。保延年中以後の深河院・財部院・多祢嶋の島津荘一円領化と鹿屋院・禰寝（院）北俣以外の地域における島津荘寄郡の拡大には，忠実の意向が色濃く反映していると考えられる。こうして大隅国内，概して大隅国衙より離れた地域を中心に島津荘域が形成された。最終的には，大隅国内の領域の半分弱の部分が島津荘域になっている（80）。

これに対して大隅国衙・大隅（国）正八幡宮側は，国衙領を大隅（国）正八幡宮半不輸社領化することにより，大隅（国）正八幡宮の宗教的権威を利用しながら支配領域の維持を図った。このことを示すものとしては，史料⑨・⑩の国方所当弁田に含まれている「公田」がある。本来国衙領の「公田」が国方所当弁田（大隅（国）正八幡宮半不輸社領）の一構成要素となっている。この「公田」の存在から窺えるように，大隅（国）正八幡宮の宗教的権威を用いて，国司支配領

域の確保をはかっているのである。また大隅（国）正八幡宮一円社領・半不輪社領に存在している寺田・小神田の存在が注目される。寺田は大隅（国）正八幡宮の神宮寺も含めた大隅国衙領・大隅（国）正八幡宮の社領に存在する寺院の田で、小神田は大隅（国）正八幡宮の末社も含めた大隅国衙領・大隅（国）正八幡宮の社領に存在する村の鎮守社も含めた神社の田である。大隅国衙領・大隅（国）正八幡宮の社領に存在する寺社と大隅国一宮である大隅（国）正八幡宮とが擬制的に本末関係を結んでいるもので、国一宮の宗教的権威を国内に広く及ぼすものである（81）。

建久図田帳段階では、大隅国衙一円領は僅か百余丁しかない。大隅国の半分弱は、大隅国一宮である大隅（国）正八幡宮の一円社領・半不輪社領である（82）。一見大隅（国）正八幡宮が強大な存在に見え、それに対して大隅国衙は弱体な存在に見える。しかし鎌倉末期以降南北朝初期にかけて大隅国衙の機能が弱まった時、大隅（国）正八幡宮の浮免田のみではなく半不輪領・一円領においても社領支配が退転している（83）のは、大隅（国）正八幡宮の社領支配において、大隅国衙の存在が必要不可欠であることを示していると考えられる。大隅国の場合は、国衙と国一宮とが緊密に結びついている事例であると考えられる。

本章では、一二世紀初頭から前期にかけて、大隅国における島津荘域の拡大とそれに対抗した大隅国衙・大隅（国）正八幡宮側の大隅（国）正八幡宮の社領の拡大（大隅国衙領の大隅（国）正八幡宮の半不輪社領化）の過程について検討した。その結果、藤原忠実は白河院政の下で大隅国内における島津荘域を一定程度拡大させたこと、そのため大隅（国）正八幡宮社領の領域も幾らか広がったこと、忠実は島津荘域拡大策等が一因となり、政治的に失脚したこと、白河法皇死後鳥羽院政期になると忠実は政治的に復権し、大隅国内において島津荘域も拡大したこと、大隅国内の支配領域確保を意図した大隅国衙や大隅（国）正八幡宮側は大隅国衙領を大隅（国）正八幡宮の半不輪社領にするとともに、寺田・小神田等を設定して大隅（国）正八幡宮の宗教的権威を用いて、大隅国内における島津荘域の拡大を阻止しようと意図したこと、以上の結果として建久図田帳段階においては、大隅国内は島津荘域と大隅国衙領・大隅（国）正八幡宮の社領に二分される状態になったことを明らかにした。

おわりに

本稿では、鎌倉初期に大隅国衙により作成された建久図田帳に記載されている荘園・公領の存在形態がどのような歴史的経緯を経て成立してきたのかということ課題として検討を加えてきた。大隅国における建久図田帳に記載された状態についての成立経過については、前述のように過去検討を加えたこともある。その後、歳月の経過とともに再検討すべき事柄、即ち大隅国内における郡郷制改編の時期や大隅国内における島津荘域の形成時期、大隅（国）正八幡宮の社領形成過程等、再考すべき事柄がいろいろ出てきた。本稿では、大隅国内における郡郷制改編時期や

大隅国内における島津荘域形成時期を中心に再検討を加えてみた。

しかし大隅国建久岡田帳において、大隅国衙領・大隅(国)正八幡宮の社領と島津荘域とに二分される状態が形成されるに至った在地構造の実態分析については、今後の課題として残った。また島津荘や大隅(国)正八幡宮の社領拡大過程については、より具体的な分析を今後行う必要がある。幾多の課題を痛感しながら、今は擱筆したいと思う。

- (1) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係—諸国大田文の作成を中心として—」(『史学雑誌』66-11, 昭和三二年。同四五年同『日本中世国家史の研究』岩波書店, 平成一六年同『石井進著作集(1) 日本中世国家史の研究』岩波書店に再録)。
- (2) 五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考—田数の計算と万得名及び「本」職について—」(『日本歴史』137, 昭和三四年), 同「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」(『日本歴史』142, 昭和三五年), 同「日向国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算—」(『日本歴史』148, 昭和三五年)。
- (3) 五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考—田数の計算と万得名及び「本」職について—」。
- (4) 工藤敬一「九州荘園の成立と源平争乱」(井上辰雄編『古代の地方史(1) 西海編』朝倉書店, 昭和三五年, 平成四年同『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版に再録)。
- (5) 田中健二「平安末・鎌倉期の大隅国衙領について」(『史淵』117, 昭和三五年)。
- (6) 拙稿「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」(『熊本史学』68・69, 平成四年), 同「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』31, 平成一八年)。
- (7) 島津荘大隅方の成立時期について、一二世紀前期鳥羽院政期よりも遡及させるべきであるという指摘を、小川弘和氏より受けた(同「撰関家領島津荘とく辺境」支配『熊本学園大学論集総合科学』13-2, 平成一九年)。小川氏の指摘は正鶴を射たもので、この指摘を筆者は真摯に受け止め、本稿においては、大隅国における荘園・公領の形成過程について再検討をするつもりである。
- (8) 「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (9) 『(新訂増補国史大系(2)) 続日本紀』(吉川弘文館, 昭和三一年), 和銅六年(713)四月乙未(三日)条。中村明蔵「隼人国の成立と国府の形成をめぐる諸問題」(『史元』19, 昭和三〇年, 昭和三二年同『隼人の研究』学生社, 平成五年同『新訂隼人の研究』丸山学芸図書に再録)。
- (10) 『(新訂増補国史大系(2)) 続日本紀』, 天平勝宝七年(755)五月丁丑(一九日)条, 中村明蔵「隼人国の成立と国府の形成をめぐる諸問題」, 同「隼人の豪族, 曾君についての考察—その本拠地と勢力圏をめぐる—」(『隼人文化』3, 昭和三二年, 同年同『隼人の研究』, 平成五年同『新訂隼人の研究』に再録)。
- (11) 『国立歴史民俗博物館研究報告(10) 共同研究「古代の国府の研究」』(第一法規出版株式会社, 昭和三一年), 国府研究の現状(その一) 西海道大隅国項。『国立歴史民俗博物館研究報告(20) 共同研究「古代の国府の研究(続)」』(第一法規出版株式会社, 平成元年), 国府研究の現状(その二) 西海道大隅国府項。
- (12) 『(新訂増補国史大系(29-下)) 朝本文粹』(吉川弘文館, 昭和三〇年), 巻第四, 論奏。
- (13) 永山修一「天長元年の多嶺嶋停廢をめぐる」(『史学論叢』11, 昭和三〇年), 原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』(山川出版社, 平成一一年), 二章隼人と南島の世界。
- (14) 本稿では, 正宗敦夫編『倭名類聚鈔』(風間書房, 昭和三七年)を使用する。
- (15) 中村明蔵「隼人国の成立と国府の形成をめぐる諸問題」。
- (16) 原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』, 二章隼人と南島の世界。
- (17) 中村明蔵「隼人の反乱をめぐる諸問題」(『史元』15, 昭和三七年, 同三二年同『隼人の研究』, 平成五年同『新訂隼人の研究』に再録), 同「隼人国の成立と国府の形成をめぐる諸問題」。
- (18) 『(新訂増補国史大系(2)) 続日本紀』, 養老四年(720)二月壬子(二九日)条, 同年三月丙辰(四日)条, 同年六月戊戌(一七日)条, 同年八月壬辰(一二日)条, 養老五年(721)七月壬子(七日)条等, 中村明蔵「隼人の反乱をめぐる諸問題」。
- (19) 中村明蔵「隼人国の成立と国府の形成をめぐる諸問題」。

- (20) 原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』, 二章隼人と南島の世界。
- (21) 『(新訂増補国史大系26) 交替式・弘仁式・延喜式』(吉川弘文館, 昭和40年), 三一七頁~三一八頁。
- (22) 『(新訂増補国史大系26) 交替式・弘仁式・延喜式』, 三一七頁~三一八頁, 但し本稿では, 仮名を全て省略した。
- (23) 虎尾俊哉『(日本歴史叢書8) 延喜式』(吉川弘文館, 昭和三九年), (四) 延喜式の内容と価値, (2) 神祇官関係の式。
- (24) 石橋五郎「鹿児島と桜島」(山本三生編『日本地理大系(9) 九州篇』改造社, 昭和五年)。「鹿児島県史(1)」(鹿児島県, 昭和一四年), 第三編国司時代, 第五章郡郷の沿革。「鹿児島市史(1)」(鹿児島市, 昭和四四年), 第二編原始古代編, 第二章古代の鹿児島。中村明蔵「八世紀の桜島噴火記事をめぐる諸問題」(『鹿児島女子短期大学紀要』25, 平成二年, 同一〇年同『古代隼人社会の構造と展開』岩田書院に再録)。小林敏男「南九州の村落」(『日本村落史講座(2) 景観①〔原始・古代・中世〕』雄山閣出版, 平成二年), 『日本歴史地名大系(47) 鹿児島県の地名』(平凡社, 平成一〇年), 総論桜島項。江平望「「桜島」命名の由来」(『知覧文化』44, 平成一九年, 同一〇年同『拾遺島津忠久とその周辺 中世史料散策』株式会社高城書房に再録)。
- (25) 中村明蔵「南部九州の古代信仰とその受容—火山祭祀の問題をめぐって—」(『鹿児島経済大学社会学部論集』16-1, 平成九年, 同一〇年同『古代隼人社会の構造と展開』に再録)。
- (26) 中村明蔵「八世紀の桜島噴火記事をめぐる諸問題」, 同「南部九州の古代信仰とその受容—火山祭祀の問題をめぐって—」。
- (27) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (28) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (29) 飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立—宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係—」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』東京堂出版, 平成五年)。
- (30) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』(石清水八幡宮, 昭和九年), 一四四頁。猶この史料は, 香川大学教育学部教授田中健二氏から御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (31) 飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立—宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係—」。
- (32) 東京帝国大学編『大日本史料 第二編の(三)』(東京帝国大学文学部史料編纂所, 昭和六年, 同四三年東京大学出版会より覆刻) 長徳三年(997)十月一日条, 『小右記』。猶史料検索上, 平成一一年四月一〇日に開催された隼人文化研究会における永山修一氏の報告レジュメ「古代~中世前期における南島との交流について」を参考にした。記して謝意を表したい。
- (33) 郡山良光「中世社会への起点—大隅守菅野重忠射殺事件の背景—」(『中世史研究会会報』29, 昭和四六年)。
- (34) 永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」(『鹿児島中世史研究会報』50, 平成七年)。
- (35) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (36) 『神道大辞典②』(平凡社, 昭和一二年, 同四四年臨川書店より複製刊行), 正八幡宮項。
- (37) 『日本国語大辞典 第二版⑦』(株式会社小学館, 平成一三年), しょうぐう(正宮)項。
- (38) 『圖書寮叢刊, 壬生家文書⑧』(宮内庁書陵部, 昭和六一年), 八幡宮文書二四, 二二四二号。
- (39) 『帥記』寛治二年(1088)十一月二七日条(『宇佐神宮史 史料篇卷三』宇佐神宮庁, 昭和六一年, 一二七頁)。
- (40) 『圖書寮叢刊, 壬生家文書⑨』(宮内庁書陵部, 昭和六二年), 八幡宮関係文書三一, 二三二四~二三二九号。
- (41) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ10』(鹿児島県, 平成一七年), 桑幡家文書, 一古記(冊子), (4) 暦応二年(1339)十一月 日付正八幡宮講衆・殿上等訴状写, 「一, 四季轉讀大般若經供新廿四口事季別六口請儀」。但し本史料は, 田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (42) 「—昭和六十三年度日本自転車振興会補助事業による—中世村落寺社の研究調査報告書」(元興寺文化財研究所, 平成元年), Ⅲ神仏習合資料としての大般若経, 大般若経の歴史的役割とその変遷。
- (43) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館, 平成二年), 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」。
- (44) 『日本歴史地名大系(47) 鹿児島県の地名』, 大隅国大隅郡始臈郷項。
- (45) 『日本歴史地名大系(47) 鹿児島県の地名』, 肝属郡吾平町始良庄項。
- (46) 五味克夫「中世の大隅地域の道—南北朝, 楡井頼仲, 島津氏久に関して—」(『歴史の道調査報告書(5) 大隅地域の道筋』鹿児島県教育委員会, 平成九年)。
- (47) 五味克夫「大隅の御家人について(上)」(『日本歴史』130, 昭和三四年)。

- (48) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』(鹿児島県, 昭和六三年), 禰寝文書, 六三七号, 治暦五年(1069)正月廿九日付仏子寂念所領配分帳写。
- (49) 森本正憲「中世的郡郷制の成立」(同『九州中世社会の基礎的研究』株式会社文献出版, 昭和五九年)。
- (50) 坂本賞三『(塙選書92) 荘園制成立と王朝国家』(塙書房, 昭和六〇年), 第三章後期王朝国家と荘園, 第一節後期王朝国家体制, (2) 郡郷制の改編。
- (51) 大隅国における郡郷制改編の時期は, 治暦五年(1069)からどの程度遡及させることが可能か考えてみると, 始良荘の事例から長久年間までは遡らせることが可能だと考えられる。この時期は, 郡郷制改編を促した国政改革が開始された頃であるので, 大隅国内においても郡郷制が改編されていたと考えて良さそうである。大隅国内において, 郡郷制改編が長久年間より更に以前に遡る可能性があるか否かは, 今後検討していきたい。
- (52) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ10』, 桑幡家文書, 一古記(冊子), (5)。猶大隅(国)正八幡宮神社次第写は, 年月日不詳である。しかし同神社次第写に記載されている大隅(国)正八幡宮御神体や神宮寺関係の記載は, 他の中世史料で裏付けられる。故に本稿では, 大隅(国)正八幡宮神社次第写を中世の内容を記した史料として扱うことにしたい。また四所別宮の置かれた地域として, 始良荘, 荒田荘, 栗野院, 蒲生院の四箇所が記されている。この四箇所の記載順は, 別宮の置かれた順, 即ち大隅(国)正八幡宮の社領が形成された順ではないかと推測される。猶この史料, 及び末社配置と社領形成との関係については, 田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (53) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』, 禰寝文書, 六三八号, 保安二年(1121)正月一〇日付大隅国権大掾建部親助解状写。同解状写によれば, 祢寝院南俣をめぐる建部氏と姻族平氏との領有権争いが起きている。その相論に際して「以去年(保安元年)十二月, 於國衙并正宮政所祭文由」と記載されているように, 大隅国衙と大隅(国)正八幡宮政所に祭文が提出されている。大隅(国)正八幡宮政所に祭文が提出されていることは, 当該期祢寝院南俣は大隅(国)正八幡宮の社領であると考えられる。故に保安元年(1120)一二月の時点で, 祢寝院南俣は大隅(国)正八幡宮の社領であると判断した。
- (54) 森本正憲「中世初期地域政治史論Ⅲ」(『大分工業高等専門学校研究報告』30, 平成六年, 同一五年同『中世成立史の基礎的研究—九州の視座から—』文献出版に再録)。
- (55) 山口隼正「南北朝期の大隅国守護について」(『九州史学』35, 36, 41, 昭和四一, 四二年, 平成元年同『南北朝期九州守護の研究』文献出版に再録)。
- (56) 拙稿「万得(徳)領再考」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』54, 平成一五年)。
- (57) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」(竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』吉川弘文館, 昭和五三年)。
- (58) 『日本歴史地名大系(47) 鹿児島県の地名』, 始良郡蒲生町蒲生駅・蒲生院項。
- (59) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」。
- (60) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」。
- (61) 拙稿「万得(徳)領再考」。
- (62) 森本正憲「薩陽の万得領について」(『大分工業高等専門学校研究報告』11, 昭和四九年, 昭和五九年同『九州中世社会の基礎的研究』に再録)。猶島津荘域の拡大に対抗して大隅(国)正八幡宮の社領が広がっていくことについては, 田中健二氏から御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (63) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』, 禰寝文書, 六三八号。
- (64) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ1』, 禰寝文書, 六三九号, 保安二年(1121)六月一日付大隅國正八幡宮政所下文写に「而府御領物并旁負物等」と記載されていて, 当該期祢寝院(南俣)は大宰府に対しても年貢を納めている。この事実から, 当該期祢寝院(南俣)は, 府領であったことが確認できる。猶祢寝院(南俣)が太宰府領であることは, 正木喜三郎「府領形成の一考察」(『西日本史学』18, 昭和四一年, 平成三年同『太宰府領の研究』文献出版に再録), 同「府領考」(『九州史研究』御茶の水書房, 昭和四三年, 平成三年同『太宰府領の研究』に再録)を参照。
- (65) 拙稿「国内領主と一宮制との関係—建部氏と大隅国衙・正八幡宮との関係—」(『鹿児島大学社会科学教育学会研究年報』1, 平成七年)。
- (66) 『日本歴史地名大系(47) 鹿児島県の地名』, 大隅国始羅郡鹿屋郷項。
- (67) 工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」(『京都大学読史会創立五〇年記念国史論集』, 昭和四四年, 同四四

年同『九州庄園の研究』塙書房に再録)。

- (68) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情—大隅国正八幡宮造営問題をめぐって—」(『ミュージアム知覧紀要』4, 平成一〇年)。
- (69) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考—田数の計算と万得名及び「本」職について—」。
- (70) 小川弘和「撰関家領島津荘とく辺境」支配」。
- (71) 大隅国建久図田帳によれば、帖佐郡・蒲生院には大隅(国)正八幡宮一円社領は存在せず、大隅国内の他地域では大隅(国)正八幡宮の一円社領になっている部分も帖佐郡・蒲生院では大隅国衙の支配が及ぶ半不輸領になっている。このことは帖佐郡・蒲生院が大隅国衙にとって重要な位置を占めていることを示すと考えられる。
- (72) 五味克夫「志々目家文書」(『鹿大史学』14, 昭和四一年), 同「志々目家文書の再考察」(『鹿児島女子大学研究紀要』15-2, 平成六年)。
- (73) 元木泰雄『(人物叢書) 藤原忠実』(吉川弘文館, 平成一二年), 第五撰関家再興の努力, (一) 荘園集積と政所。
- (74) 元木泰雄『(人物叢書) 藤原忠実』, 第五撰関家再興の努力, (一) 荘園集積と政所。
- (75) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ10』, 桑幡家文書, 一古記(冊子), (4)。
- (76) 元木泰雄『(人物叢書) 藤原忠実』, 第七関白の罷免。
- (77) 元木泰雄『(人物叢書) 藤原忠実』, 第七関白の罷免。
- (78) 元木泰雄『(人物叢書) 藤原忠実』, 第八政界復帰。
- (79) 『宇佐神宮史 史料篇卷三』, 三一二頁～三二二頁。
- (80) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (81) 拙稿「中世前期における一宮支配体制」(『古文書研究』37, 平成五年), 但しこの点に関しては、田中健二氏の御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (82) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (83) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ10』, 桑幡家文書, 一古記(冊子), (4), 「一, 浮免經田供祈等為御領名主弁濟使等令<sup>(再)</sup>俾留無謂子細事」・「一, 万善村經田<sup>(再)</sup>柒町<sup>(再)</sup>留<sup>(再)</sup>留<sup>(再)</sup>, 分供祈毎年七石弁濟使等年々<sup>(再)</sup>対<sup>(再)</sup>俾<sup>(再)</sup>事」・「一, 四季轉讀大般若經供祈廿四口<sup>(再)</sup>事<sup>(再)</sup>別<sup>(再)</sup>六<sup>(再)</sup>口<sup>(再)</sup>請<sup>(再)</sup>僧」・「一, 寺中講演僧膳等, 近年為寺領弁濟使等令<sup>(再)</sup>俾<sup>(再)</sup>留<sup>(再)</sup>無謂子細事」等。